

令和8年度大山ナショナルパークセンターで使用する電気の調達

質問事項	回答
落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
仮に当社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	契約書の内容について、落札後に協議は可能ですが、契約内容を大きく変更することは想定しておりません。
仮に当社が落札した場合、契約締結に際しては、別の代理人(事業所の長)に契約締結の権限を委任し、契約締結することは可能ですか。可能な場合、落札後、契約締結までに委任状を提出する対応でよろしいですか。	契約締結に際して、契約締結の権限を委任し、契約を締結することは可能です。この場合、落札後契約締結までに委任状を提出ください。
燃料費調整額について、「中国管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 仕様書2. (9) ⑥のとおり、各月の電気料金については中国管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）により燃料費等調整額を算出し、増額または減額して請求いただくものとします。このため、応札金額の算出にあたっては、上記を考慮した上での単価算定をお願いします。
各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	ご懸念のとおり、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による入札価格の算出・契約を可能とした場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた総額の請求額は必ずしも落札者が最安とならないケースが想定されます。 このため、1つ上の回答のとおり本件入札・契約についてはいずれの入札者も各月の電気料金について中国管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）により燃料費等調整額を算出することで統一とさせていただきます。
契約書に以下の文言を追加させていただきますか。	契約締結後、乙（供給者）の定める電

<p>乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合には、都度、契約書第 11 条（事情変更）の協議によることとします。</p>
<p>入札書別紙に基づいて入札金額の積算を行う際、端数処理については、以下の認識で相違ありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金を小数点第 3 位で四捨五入したものを 1 2 ヶ月分の合計とした上で、円未満の端数処理は行わない。</li> <li>・各月の電力量料金の各小計においては、円未満の端数処理は行わない。</li> </ul>	<p>入札書別紙は、税抜単価で算定することを想定していますが、税込み単価から基本料金および電力量料金を算定する様式に変更しても問題ありません。その場合の算出方法は貴見のとおりで問題ありません。</p>
<p>弊社は税込単価を用いて入札金額を積算いたしますので、入札書別紙には、基本料金①及び電力量料金②は税込金額となります。従って、①+②の合計金額の 110 分の 100 に相当する金額（円未満切り上げ）を入札書に記載するという認識でよろしいですか。</p> <p>その場合、入札書別紙は適宜修正してよろしいですか。（下部に①②合計欄、税抜金額欄を追加等）</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>なお、割り戻した場合に金額の誤差が生じないように端数処理は円未満切り捨て若しくは切り上げを行ってください。</p> <p>入札書別紙について、様式を大きく変更されることは想定していませんが、軽微な追加等であれば差し支えありません。</p>
<p>弊社は、基本料金及び電力量料金は小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位を保持し、月額合計金額は円未満を切捨てするものとしております。入札書別紙の算積は、応札金額を確定する目的とするものであり、仮に弊社が落札した場合には、弊社の規定に沿って料金を算定いたしますがご了承くださいませ。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>復代理人が入札書を持参して入札する場合、入札書には復代理人および担当者等連絡先を記入することで、押印は不要となりますでしょうか。必要な場合は、復代理人の押印のみでよろしいでしょうか。</p>	<p>復代理人が入札書を持参して入札する場合には、入札書に復代理人の氏名及び、担当者等連絡先の枠内の記載をお願いします。いずれも押印は不要です。</p>
<p>入札心得 6（2）入札書は封筒に入れ封印し、とありますが、入札書と内訳書を入れた封筒の封印については、特に指定はないとの認識で相違ありませんか。</p>	<p>ご認識のとおり、特に指定はありません。</p>
<p>仕様書 2（9）⑦再生可能エネルギー電気の確認資料として「契約年度の上半期及び下半期の末日に、</p>	<p>「仕様書別紙 4 又はこれに準じた様式」の提出期限は上半期、下半期の末</p>

各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4又はこれに準じた様式により発注者に書面で送付すること。」とありますが、上半期、下半期の末日までに供給した電気の比率を証明する資料を、末日に提出することは困難でございます。提出時期については、落札後、協議に応じていただけますか。

日までとしていますが、協議が可能です。(ただし下半期の提出については、4月中に仕様書別紙4により検査、支払いを終える必要があるため時間的猶予はないことに留意願います)。